

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 2 月 17 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 有限会社 ^{ナカシ セツビ} 中西 設備
 住所 〒631-0052 奈良市中町2574番地
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 ^{ワキ カスキ} 和木 一樹
 電話番号 0742-46-1012
 FAX番号 0742-48-8019
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 有限会社中西設備
住 所 奈良市中町2574番地
代表者氏名 代表取締役 和木 一樹

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ナカニシ セツビ 有限会社 中 西 設 備		
住 所	〒631-0052 奈良市中町2574番地		
フリガナ 代表者の氏名	ワギ カズキ 代表取締役 和 木 一 樹		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(1) 事業者の住所	奈良市菅原町669-1	奈良市中町2574番地	令和5年 月 日
(4) 事業所の所在地	奈良市菅原町669-1	奈良市中町2574番地	令和5年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良市中町2574番地
有限会社中西設備

会社法人等番号	1500-02-002102	
商号	有限会社中西設備	
本店	奈良市菅原町669番地の1	
	奈良市中町2574番地	令和4年8月1日移転 令和4年8月10日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
会社成立の年月日	平成12年1月11日	
目的	1. 水道施設工事業 2. 上下水道管、排水管等の給排水管工事業 3. 浄化槽の施工、管理業 4. 土木建築工事業 5. 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	60株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記	

奈良市中町2574番地
有限会社中西設備

役員に関する事項	奈良市菅原町669番地の1 取締役 中西光伸	
	奈良市平松二丁目13番8号 取締役 山田五男	
	奈良市敷島町一丁目1073番地の1イルペラ ージオA101号 取締役 和木一樹	令和 2年 8月31日就任 ----- 令和 2年 9月 3日登記
	代表取締役 和木一樹	令和 2年 8月31日就任 ----- 令和 2年 9月 3日登記

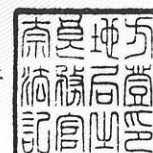


これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 5年 2月 3日

奈良地方法務局
登記官

山本秀樹



有限会社中西設備 定款

平成11年12月20日作成
平成 年 月 日公証人認証
平成12年 1月11日会社成立
令和 4年 8月 / 日改定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、有限会社中西設備 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 水道施設工事業
- 2 上下水道管、排水管等の給排水管工事業
- 3 浄化槽の施工、管理業
- 4 土木建築工事業
- 5 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県奈良市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、60株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

(株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するためには、譲渡人及び譲受人が記名押印し、これを会社に提出しなければならない。ただし、譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その事由を証する書面も添付しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所、宛て先及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

- ④ 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

- 第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した総株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(代理人)

- 第17条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。
- ② 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

(書面による決議)

- 第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

- 第19条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(議事録)

- 第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、その作成に係る職務を行った取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

- 第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第22条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(代表取締役及び社長)

第23条 当社の取締役が1名のときは、その取締役を代表取締役とし、取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役を1名定め、代表取締役をもって社長とする。

② 社長は、当社を代表する。

(報酬)

第24条 取締役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第26条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

② 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

③ 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第27条 この定款に規定のない事項は、すべて「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第1章第2節有限会社法の廃止に伴う経過措置等）」及び「会社法」その他の法令に定めるところによるものとする。

以上、本書面が有限会社中西設備の現行定款であることを証する。

令和4年8月 /日

代表取締役 和木一樹

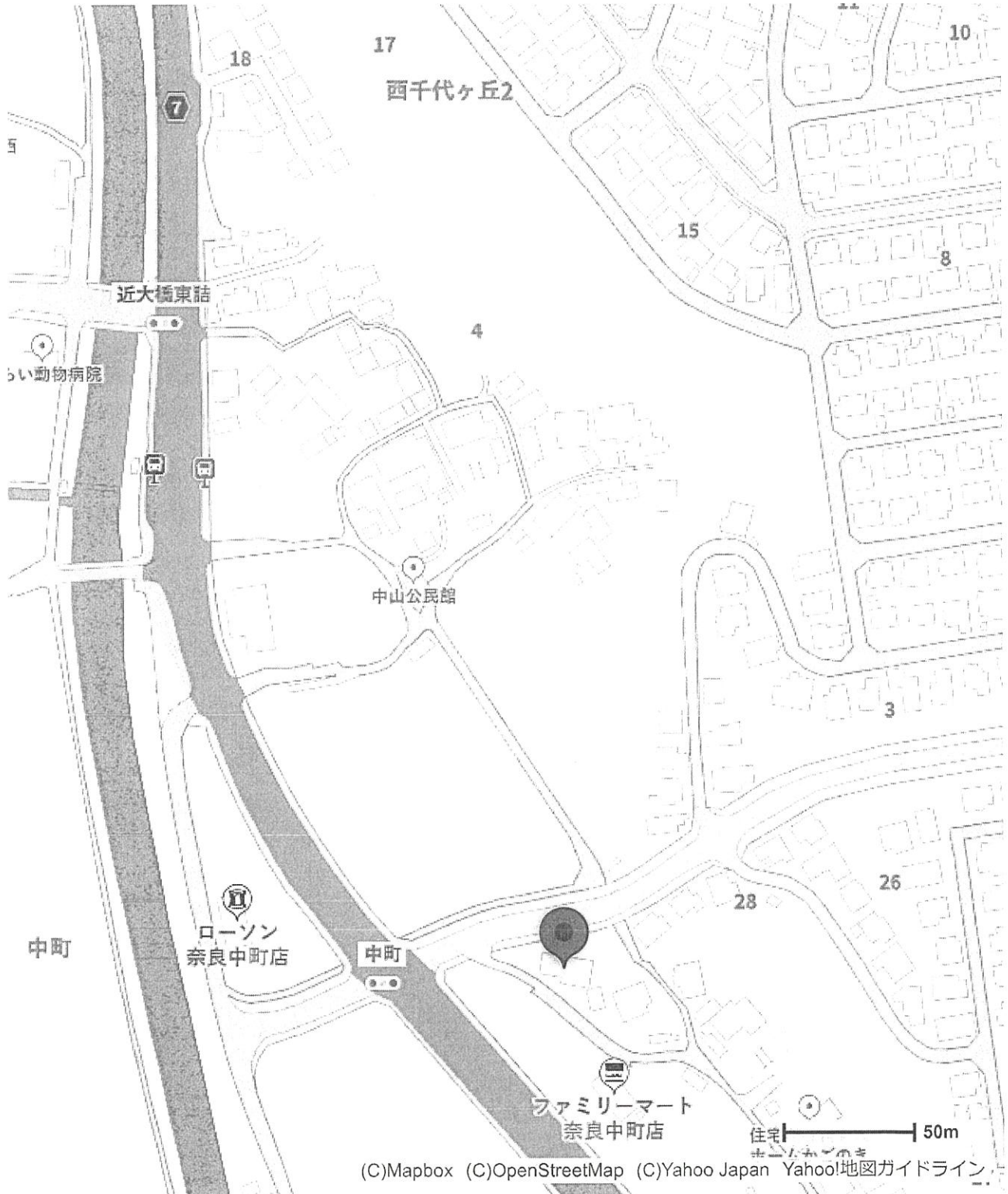
令和5年2月3日

この写しは原本と相違ありません

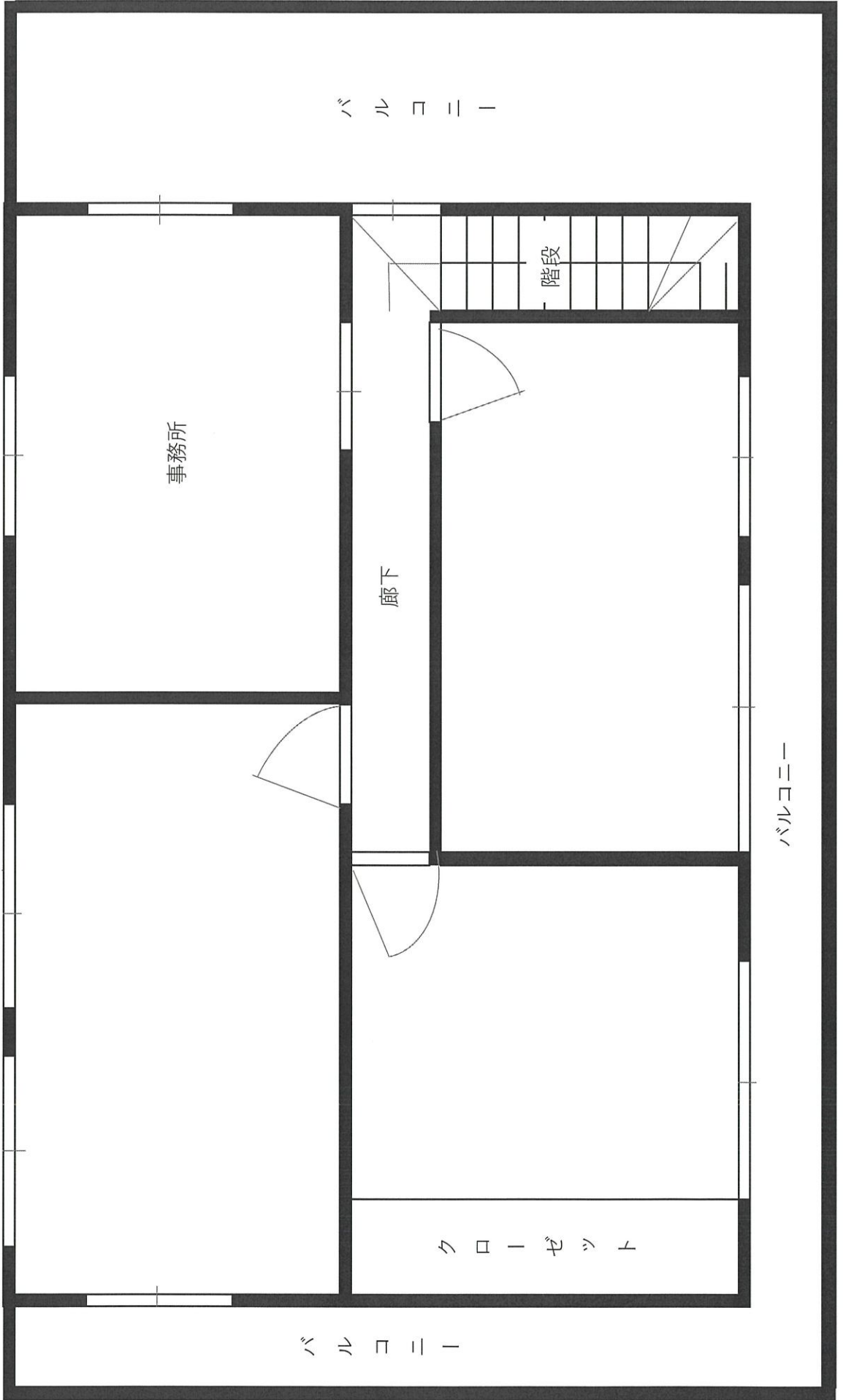
有限会社 中西設備
代表取締役 和木一樹



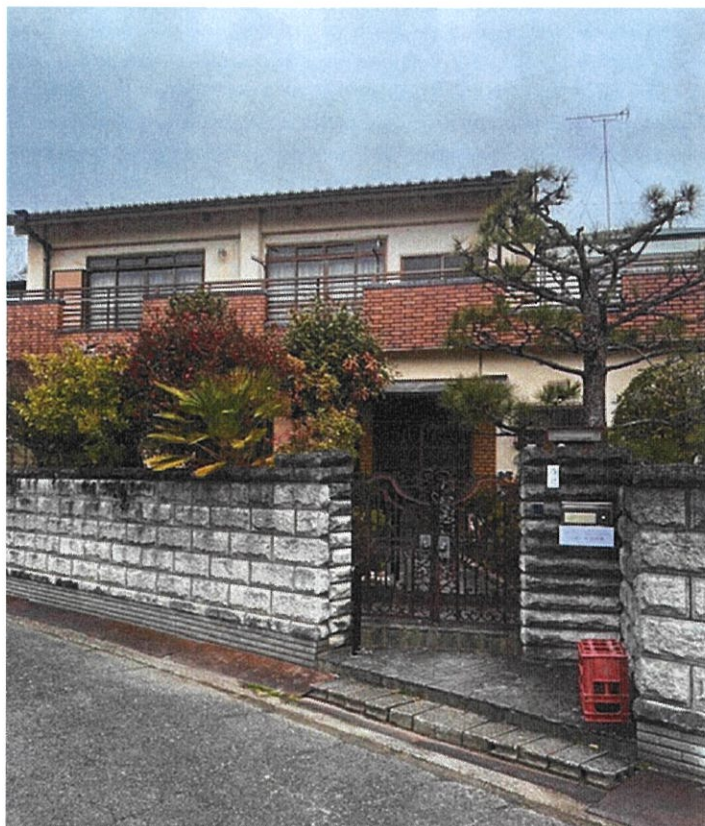
有限会社中西設備 奈良市中町2574番地



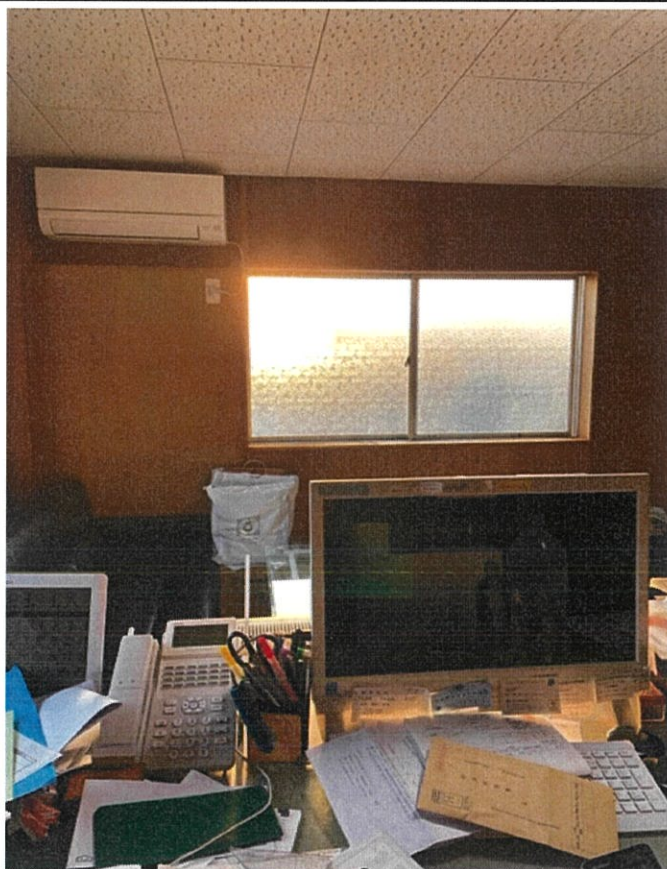
2階平面図



事業所の外観



事業所の室内





委任状

事務所 奈良市三碓2丁目2-13
住 所 奈良市学園南1丁目8-33-524
TEL・FAX番号 TEL 0742-45-5006 FAX 0742-45-3991

氏 名 行政書士 松本和也
登録番号 日本行政書士会連合会
第14280584号

私は、上記の行政書士を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 指定給水装置工事業者に係る申請書記載事項変更に関する一切の件

令和5年2月17日

(委任者)

所在地 奈良市中町2574番地
商号又は名称 有限会社 中西設備
代表者肩書・氏名 代表取締役 和木 和樹

